

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いのご確認を

新型コロナウイルス感染症（疑い含む）の患者に対して診療を行った場合の、診療報酬上の臨時的な取り扱いが行われている。以下に、厚労省事務連絡などを元にQ&A方式で掲載するので、ご確認いただきたい。

Q1. 新型コロナウイルス感染症（疑い含む）の患者に、外来で診療を行った場合、何が算定できるか。

A1. 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止などに留意した対応を行った場合、「院内トリアージ実施料（300点）」を算定できる。その際は患者等に対し、院内感染防止などに留意した対応を行っていることを説明する。

Q2. 院内トリアージ実施料を算定するにあたり、施設基準の届出は必要か。

A2. 新型コロナウイルス感染症（疑い含む）患者に対してのみ算定する場合は、施設基準は満たしているものと見なされ、届出も不要。

Q3. 院内トリアージ実施料は、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）患者に対して往診等を実施する際にも算定できるか。

A3. 必要な感染予防策を講じた上で診療した場合は算定できる。

※算定に関するお問い合わせは、Tel078-393-1803まで。

ご希望の会員医療機関に有料マスクを頒布します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療機関においてもマスク確保が困難な状況が続いており、協会からご案内いたしましたところ、多数のお申し込みをいただいております。ぜひご利用ください。

○ 300枚セット（12,900円 税・送料別）

○ 2500枚セット（107,500円 税・送料別）

※セット枚数は包装の都合上の区分ですので御理解下さい

お申し込み・お問い合わせは、Tel078-393-1801まで。



それぞれの医療機関より参加し、診療の経験や実感を交流した

診療所の先生からは、「発熱患者で来院された方の中で、実際に新型コロナ感染症だった方は本当に少ない」との実感が語られ、院内感染対策を講じながらも、日常的な疾病を診療してきた経験が交流されたほか、病院の先生からは「地域の人々に安心・安全をどう担保できるか」と考えながら、出来ることをやっている」といった思いが語られた。

また、「今後の感染再拡大の場合への対応、感染の次波や、インフルエンザの流行時期への備えも大切」「医療機関において医師・患者・従事者を守り、それを通じてクラスター発生を防ぐこと、医療現場を守ることが重要」「同時に、社会の動きも注視していく必要がある」「目の前の患者にしつかり対応する一方、『ウイルスに対する手引』のような形で経験を残したい」など、今後の対策についても闊達な意見が交流された。

西宮・芦屋支部は、5月15日にそれぞれの診療現場における、新型コロナウイルス感染症に関する経験や実感などを交流するために、支部世話人でのリモートミーティングを開催。法貴憲支部長はじめ、半田伸夫先生（司会）、広川恵一先生、伊賀幹二先生、佐々木健陽先生、森博雄先生の6人が参加した。

リモートで交流

世話人リモートミーティングを開催

コロナ漫才
《会員投稿》

夢蝶青春

A : アベさんは、もうとっくに「死に体」と言われとりまんがな
B : 死に体でも、なかなか「死体」には
A : なんでもやろなあ
B : 死に体でも、なかなか「死体」には
A : アベさんは、心臓が強い。「シンゾウ」といいまんがな
B : アベさんは、心臓が強い。「シンゾウ」といいまんがな
The sun also arises . 阳はまた昇る。
自肃中、なかなか外出できません。みなさま十分にご自愛ください。
※支部ニュースへの投稿を募集しております。
(TEL 078-393-1840・FAX 078-393-1820・境、湯浅まで)。